



平成23年5月20日

各 位

会社名 株式会社ぐるなび
代表者名 代表取締役社長 久保 征一郎
(コード番号：2440 東証第一部)
問合せ先 IR室長 鬼原 正博
(TEL：03-3500-9700)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成23年5月20日開催の取締役会において、定款の一部変更の議案を、平成23年6月17日開催予定の第22回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の目的

- (1) 海外でも容易に当社のサービスであることをご理解いただけるようにするため、現行定款第1条に定める当社の英文名を変更するものです。
- (2) 単元未満株式についての権利を合理的な範囲に制限するため、所要の規定を第8条として新設し、現行定款第8条以下を各1条ずつ繰り下げるものです。

2. 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 平成23年6月17日（予定）
定款変更の効力発生日 平成23年6月17日（予定）

3. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。（変更箇所は下線で示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則 (商号) 第1条 当社は、株式会社ぐるなびと称し、 英文名をGOURMET NAVIGATOR INCORPORATEDとする。	第1章 総 則 (商号) 第1条 当社は、株式会社ぐるなびと称し、 英文名をGurunavi, Inc.とする。
第2章 株 式 (新設)	第2章 株 式 <u>(単元未満株式についての権利)</u> 第8条 当社の株主は、その有する単元未満 株式について、次に掲げる権利以外の 権利を行使することができない。 <u>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げ る権利</u> <u>(2) 会社法第166条第1項の規定によ る請求をする権利</u> <u>(3) 株主の有する株式数に応じて募 集株式の割当ておよび募集新株 予約権の割当てを受ける権利</u>
第8条～第40条 (条文省略)	第9条～第41条 (現行どおり)

以 上